

駐車場法に基づく技術的基準一覧（平面）

事 項		
駐 車 場 施 行 令 第 7 条	出 入 口	交差点部分から 5 m 以上
		横断歩道の手前の側端から 5 m 以上
		安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後 1 0 m 以上
		軌道車の停留所及びバス停から 1 0 m 以上
		踏切の前後 1 0 m 以上
		その他公安委員会の指定した部分以外
		横断歩道橋の昇降口から 5 m 以上
		小学校等の児童施設から 2 0 m 以上
		橋・幅員が 6 m 未満・縦断 1 0 % を超える道路ではないこと
		前面道路が 2 つ以上ある場合は自動車交通に支障の無い道路に設けること
		駐車マス 6, 0 0 0 m ² 以上の場合は、出口・入り口を分離。それらの間隔は道路に沿って 1 0 m 以上
		出入口において回転を容易にするために必要があるときは、すみ切りをしなければならない。切取線と自動車の車路とのなす角度及び切取線と道路のなす角度が等しくなることを標準とし、長さは、1. 5 m 以上
		出入口付近の構造は 2 m 後退し車路の中心線上、高さ 1. 4 m 以上にて道路の中心線に直角に向かい、左右にそれぞれ 6 0 度以上の範囲内において、歩行者の確認ができるようになること
第 8 条	車 路	自動車車路は 5. 5 m 以上（自動二輪専用車路は 3. 5 m 以上）
		一方通行の車路の幅員は 3. 5 m 以上（自動二輪専用車路は 2. 2 5 m 以上）
第 17 条	明 示	供用時間及び駐車料金の額を利用者の見やすい場所に明示しなければならない
法 第 13 条	管 理 規 程	管理規程を供用開始後 1 0 日以内に届け出なければならない。